

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日
当たるとする)

目 次

- ◆訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◆告 示 農業振興地域の区域の変更
土地改良区の役員の就退任
入会林野整備計画の認可
保安林の指定の解除予定

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）の一部を
次のように改正する。

別表中

課長補佐
広報室長
老人福祉対策室長
県営林室長

を

課長補佐
広報室長
老人福祉対策室長
全国身体障害者スポーツ大会準備室長
県営林室長

に、

東京事
大阪事

務所	部	次	所
右以外の職員	長	長	長
寮	部	長	所
長	長	長	長

を

東京事務所	部	次	所
大阪事務所	課	長	長
倉吉総合看護専門学校	右以外の職員	長	長
農業経営大学校	部	長	長
鳥取空港建設事務所	課	長	長
	被評定者が機関に属しない職員にあっては、次長	長	長
	校	長	長

良普及所	事	校	所
	右以外の職員	課長	右以外の職員
次長	課	次	所
	右以外の職員	長	長
所長	課	校	所
	長	長	長

に、

児童相談所
喜多原学園
皆成学園
積善学園
保育専門学院
倉吉総合看護専門学校
専修職業訓練校
蘭検定所
家畜保健衛生所
大山農地開発局
中部農業開発事業所
境港水産事務所
鳥取港湾事務所
賀祥ダム建設事務所

を

児童相談所
喜多原学園
皆成学園
積善学園
保育専門学院
専修職業訓練校
蘭検定所
家畜保健衛生所
大山農地開発局
中部農業開発事業所
境港水産事務所
鳥取港湾事務所
賀祥ダム建設事務所

に、

農業改良普及
農業経営大学
米子都市開発事務所

を

農業改

に改め

る。

附則

この訓令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百二十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七
条第一項の規定に基づき、智頭町、岸本町及び日南町に係る農業振興地域
の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備
え置いて縦覧に供する。

昭和五十八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域

智頭農業振興地域

智頭町の区域のうち、次の区域を除いた区域
 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定により指定した智頭都市計画区域の一部の区域
 二 氷ノ山後山那岐山国定公園の特別地域
 三 昭和五十六年二月鳥取県告示第百八十九号（地域森林計画の決定について）で定めた八頭森林計画区に係る地域森林計画の智頭町に係る林班番号百二から百二十五まで、百二十八から百六十五まで、百六十七、百七十四から百七十七まで、百八十四から百九十一まで、二百一から二百七まで、二百九、二百十三から二百二十九まで、二百三十一から二百六十三まで、三百一、三百三、三百六、三百十二から三百十六まで、三百十八、三百二十から三百三十まで、三百三十二、三百三十四から三百五十一まで、四百十二から四百四十三までの区域、同林班番号百一及び百六十七の各一部の区域、昭和五十八年四月一日現在の国有林の区域並びに昭和五十八年四月一日現在の若サビ、ワサビ谷、石休ほか一及びイカリほか一官行造林地の区域

岸本農業振興地域

岸本町の区域のうち、次の区域を除いた区域
 一 大山隠岐国立公園の特別地域（昭和五十八年四月一日現在の国有林の林班番号九十六及び九十九、県道名和岸本線並びに大山町との境界線に囲まれた区域を除く。）
 二 昭和五十八年四月一日現在の大山ゴルフ場の区域
 三 昭和五十八年二月鳥取県告示第百六十三号（地域森林計画の決定について）で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の岸本町に係る林班番号六の区域、同林班番号二、七及び八の各一部の区域並びに昭和五十八年四月一日現在の国有林の区域

日南農業振興地域

日南町の区域のうち、次の区域を除いた区域
 一 比婆道後帝釈国定公園の特別地域
 二 昭和五十五年二月鳥取県告示第百九十六号（地域森林計画

の決定について）で定めた日野森林計画区に係る地域森林計画の日南町に係る林班番号百三、百九、百十一、百十二、百十七から百十九まで、二百一から二百十二まで、二百十八から二百二十九まで、二百三十五、二百三十七から二百四十まで、二百四十三から二百四十五まで、二百四十七から二百五十一まで、二百五十三から二百五十六まで、二百六十から二百六十二まで、二百六十四、三百一から三百八まで、三百十四、三百十七、三百十八、三百二十、三百二十四から三百二十六まで、三百二十八から三百三十一まで、三百三十七、三百四十から三百四十九まで、三百五十四から三百六十まで、三百六十七から三百七十一まで、四百一から四百七まで、四百十一から四百十四まで、四百十八から四百二十二まで、四百二十四、四百二十九、四百三十七から四百三十九まで、四百四十二から四百五十三まで、四百五十五、四百五十六、四百七十三、四百七十四、四百七十八、四百七十九、五百一から五百十まで、五百十三から五百十九まで、五百二十一から五百四十五まで、五百四十九、六百十から六百十二まで、六百十四から六百二十まで、六百二十二から六百二十六まで、六百二十八から六百四十六まで、七百一、七百二、七百五から七百八まで、七百十、七百十一、七百十六、七百十七、七百十九、七百二十四、七百二十五、七百二十八から七百三十四まで、七百三十七、七百三十八、七百四十三から七百四十七まで、七百五十三から七百五十六まで及び七百六十の区域並びに同林班番号百一、百一、百六、百十、百十三、百十四、百十六、百二十、百三十、百三十七、百四十六、二百五十九、二百六十三、三百十三、三百十九、三百二十一から三百三十三まで、三百三十九、三百五十、三百五十一、三百六十一、三百六十四から三百六十六まで、四百二十三、四百二十五から四百二十八まで、四百三十から四百三十二まで、四百三十四から四百三十六まで、四百四十、四百四十一、四百五十四、四百五十七から四百六十二まで、四百六十四、四百七十、四百七十五から四百七十七まで、五百十一、五百十二、五百二十、五百五十、六百十三、六百二十一、六百二十

七、六百四十八、七百三、七百九、七百十三、七百十四、七百二十三、七百二十六、七百二十七及び七百六十二の各一部の区域、昭和五十八年四月一日現在の国有林の区域並びに昭和五十八年四月一日現在の大熊山及び若杉官行造林地の区域

鳥取県告示第八百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 監事 井沢 豊 西伯郡岸本町上細見三五二
- “ 松村隆吉 米子市尾高一八八九
- “ 高橋繁雄 “ 石州府四二二

昭和五十五年四月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 監事 井沢 豊 西伯郡岸本町上細見三五二
- “ 松村隆吉 米子市尾高一八八九
- “ 中曾 亨 “ 福万三二九

昭和五十五年五月一日就任 任期四年

鳥取県告示第八百二十五号

八頭郡河原町大字布袋二一九布袋入会林野整備組合長高木敏幸から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字測見字深山ノ上六七五の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百二十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年九月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

浜坂支店	兵庫県美方
鳥取北支店	鳥取市材木

郡浜坂町浜坂

を 鳥取北支店 鳥取市材木町

に改め、

同表の鳥取信用金庫の項中

倉吉支店	倉吉市伊木
株	

株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店

を

倉吉支店	倉吉市伊木
浜坂支店	兵庫県美方郡浜坂町

株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店

浜坂

株式会社山陰合同銀行鳥取支店

に改める。